

許可区分:卸売販売業

○事後に届出が必要なもの

項目	提出書類
1 営業所の名称の変更	・変更届書
2 許可を受けた者の氏名の変更	法人の場合 ・変更届書 ・登記事項証明書
	個人の場合 ・変更届書 ・戸籍謄本, 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
3 許可を受けた者の住所の変更	法人の場合 ・変更届書 ・登記事項証明書
	個人の場合 ・変更届書
4 許可を受けた者が法人であるとき, 責任役員の変更	・変更届書※1 ・登記事項証明書 ・医師の診断書※2 ※1 変更後の役員が「医薬品医療機器等法第5条3号イからトまでのいずれかに掲げる者又は成年被後見人に該当するかないか」を備考欄に記載すること。 ※2 変更後の責任役員が, 精神の機能障害により業務を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ必要。
5 営業所の構造設備の主要部分の変更	・変更届書 ・変更後の営業所の平面図

<p>6 管理者の変更</p>	<p>「指定卸売医療用ガス類」又は「指定卸売歯科用医薬品」のみを取り扱う営業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届書 ・使用関係を証する書類 ・資格を証する書類※ <p>※</p> <p>「指定卸売医療用ガス類」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高校等で薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者は、卒業証書又は卒業証明書(改姓している場合は戸籍抄本等) 2 高校等で薬学又は化学に関する科目を修得した後、指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に3年以上従事した者は、卒業証書又は卒業証明書(改姓している場合は戸籍抄本等)及び実務経験証明書 3 指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者は、実務経験証明書 <p>「指定卸売歯科用医薬品」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高校等で薬学、歯学又は化学に関する専門の課程を修了した者は、卒業証書又は卒業証明書(改姓している場合は戸籍抄本等) 2 高校等で薬学、歯学又は化学に関する科目を修得した後、指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に3年以上従事した者は、卒業証書又は卒業証明書(改姓している場合は戸籍抄本等)及び実務経験証明書 3 指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者は、実務経験証明書
<p>7 管理者の氏名、住所の変更</p>	<p>上記以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届書 ・使用関係を証する書類 ・管理薬剤師兼務適用願書(「サンプル卸」、「体外診断用医薬品卸」等の営業所間で兼務する場合) ・薬剤師免許証の原本 <p>・変更届書</p> <p>・薬剤師免許証の原本(氏名の変更時のみ、薬剤師が管理者の場合)</p> <p>☆薬剤師の氏名が変更になった際は、別途「薬剤師名簿訂正申請」と「薬剤師免許証書換え交付申請」が必要となります。</p>
<p>8 販売・授与する医薬品の区分の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届書
<p>9 営業所においてあわせ行う他の業務の種類の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届書

10	冷暗貯蔵のための設備又は毒薬の貯蔵設備の変更	・変更届書
11	相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先の変更	・変更届書
12	代行者の変更(管理者が兼務している場合のみ)	・管理薬剤師代行者変更届※ ※変更後の「代行者の住所」を備考欄に記載すること
13	取り扱う放射性医薬品の種類の変更	・変更届書 ・変更前の取扱い放射性医薬品の一覧表 ・変更後の取扱い放射性医薬品の一覧表